

皆さま、こんにちは。

障がい福祉サービスの利用や、障がいを持つ方やご家族様及び地域の方からの相談ごとを担当しています相談員 A です。

今回は、相談支援センターそうか光生園の業務のなかの特定相談支援事業、障害児相談支援事業について説明したいと思います♪

### ～相談支援センター職員について～

職員は3名になります。男性2名、女性1名の相談員です。社会福祉士、保育士や相談支援専門員等の資格を有しております。

### ～相談員の業務について～

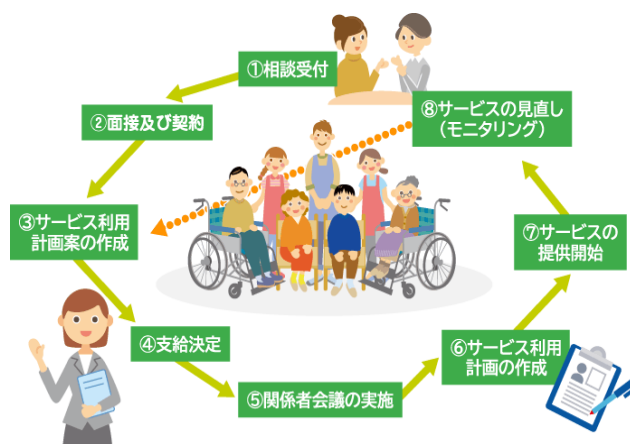
- 相談者が暮らしやすい生活を送るため、相談者と支援サービスを提供する事業所をつなぎ、中立的な立場で支援に携わります。
- 障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行います。



### ～特定相談支援事業、障害児相談支援事業の業務内容～

ホームページにも記載されていますが、具体的に説明したいと思います。

- 障がい福祉サービスを利用するのに必要な「サービス等利用計画」の作成。(契約者のみ)
  - 作成した「サービス等利用計画」が利用者のニーズの沿ったものであるかを定期的に検証し、援護機関(市町村)に提出する「モニタリング報告書」の作成。(契約者のみ)
  - サービス提供事業者との調整や、担当者会議の実施等々。(契約者のみ)
  - 一般相談(草加市にお住まいの方)
- 【福祉サービスの利用支援】



草加市における、障がい福祉サービスの情報提供や利用出来るサービス内容説明や申請方法などの助言等。

【社会生活力を高めるための支援】

日常生活における困りごとの相談やお手伝い。

【権利擁護のために必要な支援】

障害をお持ちの方に対する各種専門機関の紹介および同行等



以上が、相談支援センターそうか光生園における、特定相談支援事業、障害児相談支援事業の業務内容になります。

相談支援センターそうか光生園は、これ以外にも「埼玉県障害児等療育支援事業」「八潮市障がい児発達支援巡回事業」を行っています。

また、機会がありましたら説明したいと思います。